

[7]

| | |
|------------|---|
| 氏名 | 田島 篤史 |
| 博士の専攻分野の名称 | 博士（文学） |
| 学位記番号 | 文博第 245 号 |
| 学位授与の日付 | 平成 29 年 3 月 31 日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第 4 条第 1 項該当 |
| 学位論文題目 | 悪魔学書『魔女への鉄槌』の総合的研究 |
| 論文審査委員 | 主査 教授 芝井 敬司 副査 教授 中村 仁志 副査 教授 工藤 康弘 |

論文内容の要旨

本論文の目的は、活版印刷術の恩恵を受けて数万部が刊行され、数ある悪魔学書のうちで魔女狩りの隆盛に最も影響力が大きかったとされるヘンリクス・インスティトーリス『魔女への鉄槌』（1486 年出版、以下『鉄槌』と略す）を取り上げ、総合的に検討・解明することにある。全体は 6 章に分たれ、インスティトーリスが同書を執筆する背景となった当時の政治・宗教的な対立への注目（第 1 章）、『鉄槌』の書誌学的調査および普及の検討（第 2 章、第 3 章）、『鉄槌』の立論の特徴である「神の許可」概念と「契約」概念の分析（第 4 章および第 5 章）、ニュルンベルク魔女裁判への『鉄槌』の影響など、本書をめぐるさまざまな論点を詳細に検討し、この有名な悪魔学書の意義と役割に関して総合的に論じている。以下、各章の内容をまとめておく。

「第 1 章『魔女への鉄槌』の誕生」では、『鉄槌』執筆に先立つインスティトーリスの活動を検討する。『鉄槌』が刊行された前年の 1485 年には、インスティトーリスが関わったインスブルックにおける魔女異端審問があった。従来この事件は、歴史家ハルトマン・アンマンがその膨大な記録とともに紹介して広く知られているが、田島氏はアンマンの収集・編纂した史料を再検討することによって、アンマンが描いた「インスブルックの魔女裁判」という理解の枠組を退け、むしろ「ブリクセン司教区における魔女異端審問」という新たな認識枠を提示し、当該事件を歴史のコンテクストにおいて再考している。すなわち氏は、15 世紀前半からブリクセン司教区を舞台に数十年間続いた教皇、皇帝およびティロール伯、在地有力者の間の対立と確執を明らかにしつつ、こうした政治・宗教闘争を背景に、インスティトーリスの『鉄槌』が誕生したことを説得的に論じた。

「第 2 章『魔女への鉄槌』の製作と作品構成」は、『鉄槌』の網羅的な書誌学的調査に当てられている。田島氏自身が実際に訪問・調査したドイツ、フランス、スイス各地の 9 図書館に所蔵されている『鉄槌』各版の印刷者、印刷年、印刷地、作品構成を提示する作業である。こうした『鉄槌』の書誌学的研究には、粘り強さと労を惜しまない研究姿勢が求められるが、田島氏は既発見の 28 版を丹念に調査・特定するとともに、新たに 1 版を

発見した。この悉皆的な書誌学的調査が第3章以下の分析作業の前提となっている。

「第3章『魔女への鉄槌』の普及」では、前章を受けて『鉄槌』を製作した印刷・出版業者の活動を再構成し、書物としての本書の普及とその受け手である読者について検討する。分析対象は大迫害期以前に刊行された諸版に限り、具体的にはシュパイアー、ニュルンベルク、ケルン、パリ、リヨンの5都市で刊行された13版の『鉄槌』が検討作業に載せられる。田島氏は、書籍製作に従事した9名の印刷・出版業者が残した会計簿、書簡等のビジネス文書を手がかりに、『鉄槌』の製作状況および流通過程の解明を行う。資料的な限界はあるが、各製作者間のつながり、『鉄槌』を購入した読者像、書物普及の地理的な広がりなどが、具体的な事実解明の作業を通じて明らかにされる。

「第4章『魔女への鉄槌』における基底概念—『神の許可』概念をめぐる神義論的諸問題」および「第5章『魔女への鉄槌』における『契約』概念」では、『鉄槌』のテキスト分析が行われる。ここで田島氏は、『鉄槌』の内容理解にあたり、神学議論に立脚する重要性を指摘する。神学者インスティトリスは、神学議論の中に自身の正当性を求めながら、魔女論を展開しているからである。

第4章では、「魔女たちの犯罪行為によって生じる悪が、いかにして神の正義と矛盾しないのか」という「神義論」に関わる問題に注目し、インスティトリスの「神の許可」概念を提示している。本概念があって初めて、魔女迫害を正当化する『鉄槌』の論理が成り立つことを明らかにした。

さらに第5章では、『鉄槌』における「契約」概念を取り上げて、契約概念を通じて魔女の罪がいかに捉えられるのかを検討する。『鉄槌』では、神が許可し悪霊が協力することによって、初めて人は魔女として悪事を働くことができると考えられていた。さらに悪霊の助力を得るためには、悪霊との契約が不可欠であり、魔女が活動するためにはこのような条件を満たす必要があるとされた。インスティトリスはキリスト教において極めて重要かつ馴染み深い「契約」概念を魔女の活動条件とすることで、魔女を異端・背教と結びつけ、迫害を肯定するための根拠の一つとして論じたと結論する。

「第6章ニュルンベルクの魔女裁判にみる『魔女への鉄槌』の影響」では、1300年から1560年代までの期間に、記録として残されているニュルンベルクの約30件の魔女裁判を調査して、『鉄槌』の影響の有無と様態を考察する。検討の結果、裁判の経過において『鉄槌』の影響が確認できるのはようやく1536年のことであり、その際にも市参事会が悪魔学的な魔女認識を最終的に受け入れなかった。このことから田島氏は、1530年代においてもなお、『鉄槌』の魔女論は数ある魔女論のうちの一つに過ぎなかったと結論づける。

論文全体のまとめとして、田島氏は以下のように述べる。テキストを生み出した作者インスティトリスの経験において、学問や信仰生活のみならず、図らずも巻き込まれた政治的な争いが重要な意味を持っていた。『鉄槌』の普及範囲は、印刷・出版業者の活動を再構成することによって、初期の読者たちは修道院関係者をはじめとした聖職者が多かったと判断できる。しかし『鉄槌』の誕生が、即座に迫害の激化につながったという理解は誤りであり、一定の普及がなされた後であっても、『鉄槌』が決定的な影響力を持っていたわけではなく、『鉄槌』の魔女論は数ある魔女論のうちの一つに過ぎなかったと結論する。

論文審査結果の要旨

田島氏の博士論文の主たる特徴として、以下の2点を指摘できる。一番の特徴は、分野横断的かつ学際的方法論を意識して、『鉄槌』の総合的研究に活かしている点である。従来の魔女研究は、中・近世法制史あるいは社会史の観点から研究が進められてきた。これにたいして本論文では、それらの分野に止まらず、魔女問題を、教会史・書物史・経済史・政治史・都市史といった複数の分野にまたがる歴史事象として扱っている。分析手法としても、R.シャルチエの理論を援用して『鉄槌』を作者・テキスト・書物・読者の4側面からアプローチするなど、歴史学のみならず書誌学、神学および文学の方法論を援用した学際的方法論を採用し諸事実の解明に向き合っている。以上の点から、総合的研究と称してもよいであろう。

また、従来の魔女研究においては、魔女裁判と悪魔学とは個々別々に研究されることが一般的であったが、本論文においては両者の相互的影響関係を想定しつつ、魔女裁判と悪魔学とを緊密に結び付けながら、魔女狩り呼ばれるこの有名な歴史事象を解明しようとする点に、本論文の特徴が表れていると判断する。

以上の特徴を有する本論文を通じて、田島篤史氏が展開するもっとも刺激的な主張は、先行研究において安易に前提とされていた「インスティトーリスの『鉄槌』が魔女迫害を激化させた」という通説に反駁し、『鉄槌』の誕生が即座に迫害の激化につながったわけではないという本論文が到達した独自の見解である。本論文は、『鉄槌』を作者・テキスト・書物・読者の側面から多面的に分析することで、これまで大雑把な推測に基づいて論じられてきた『魔女への鉄槌』の影響力に関する通説的見解を、具体的な事実究明に基づいた論理の通った批判・考察でもって乗り越えたと言えよう。

こうした成果を生み出したのは、田島氏が行った細部にわたる詳細な事実確定や戦略的な史料操作であったと考えられる。なるほど、氏の着想の豊かさや、留学時の研究指導に恵まれたことなどが大いに寄与したのだろうが、つまりは本人の粘り強い刻苦勉強が生み出した成果であったと思われる。以上の点を、本論文の成果として、ここに高く評価しておきたい。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。